解散公告

当社は、平成二十四年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

長崎県壱岐市郷ノ浦町若松触字泉ヶ山二三〇番地一

有限会社豊永建設

清算人　豊永アサ代

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十二月二十日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

秋田県横手市条里一丁目一番一号

横手市土地開発公社

清算人　佐藤　良吉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月二十八日付東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

東京都杉並区井草四丁目八番八号

社会福祉法人恵生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

清算人　八十島歌子

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十五年一月一日、厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

日本クラウンコルク厚生年金基金

清算人　蓮沼　克人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

福井県大野市稲郷第四三号一三番地

社団法人上庄共栄会

代表清算人　森廣　廣治

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十四年十二月十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

愛知県名古屋市中区大須一丁目二二番二六号

愛知県家具厚生年金基金

代表清算人　加藤　政義

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十二月二十日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

大阪府寝屋川市本町一番一号

寝屋川市土地開発公社

代表清算人　太田　潤

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

宮城県刈田郡七ヶ宿町字関一二六番地

財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団

代表清算人　梅津　輝雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

東京都多摩市桜ケ丘二丁目四二番地の一一

医療法人社団慈公会

清算人　濵田フミ子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

三重県桑名市多度町多度一五九四番地

宗教法人日霊会

清算人　福田　浩三

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

大阪市住吉区苅田三丁目二番二四号苅田北福祉会館内

財団法人苅田つくし会

清算人　仲本　房司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月六日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

兵庫県伊丹市中央二丁目一番一七号

医療法人社団佐藤小児科

清算人　佐藤　義典

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十二月十八日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

広島県安芸高田市吉田町吉田七九一番地

安芸高田市土地開発公社

清算人　河野　正治

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により平成二十四年十二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

福岡県古賀市中央三丁目三番一号

医療法人森田医院

代表清算人　森田　正陰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十一日

熊本県合志市栄二三二五番一

医療法人社団かとれあ会

清算人　岡本　直幸

第45期決算公告

平成25年1月11日　埼玉県坂戸市千代田五丁目4番32号

株式会社愛光

代表取締役　倉永　郁男

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,625	流動負債	959
固定資産	670	固定負債	483
		負債合計	**1,442**
		株主資本	1,853
		資本金	200
		資本剰余金	32
		資本準備金	32
		利益剰余金	1,705
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,655
		（うち当期純利益）	(99)
		自己株式	△84
		純資産の部合計	**1,853**
資産合計	**3,295**	**負債・純資産合計**	**3,295**